

剣道七段および六段審査会（愛知）要項

財団法人 全日本剣道連盟

1. 期 日

(1) 七段審査会

①平成22年5月15日（土）

②受付開始・終了および審査開始時刻

ア. 50歳以下（50歳含む）

受付時間 午前9時～9時30分まで

審査開始 午前9時50分（予定）

イ. 51歳以上（51歳含む）

受付時間 午前11時30分～12時（正午）まで

審査開始 50歳以下実技審査終了後

(2) 六段審査会

①平成22年5月16日（日）

②受付開始・終了および審査開始時刻

ア. 49歳以下（49歳含む）

受付時間 午前9時～9時30分まで

審査開始 午前9時50分（予定）

イ. 50歳以上（50歳含む）

受付時間 午前11時30分～12時（正午）まで

審査開始 49歳以下実技審査終了後

※受付終了後は、審査の進行上一切受付ませんので必ず時間を厳守してください。

2. 会 場

名古屋市枇杷島スポーツセンター

（名古屋市西区枇杷島一丁目1番2号）電話 052-532-4121

※別紙案内図参照

3. 主 催

財団法人 全日本剣道連盟

4. 審査方法

財団法人 全日本剣道連盟 剣道称号・段位審査規則・細則ならびに同実施要領による。

5. 審査科目

七段・六段とも、次による。

(1) 実 技

(2) 日本剣道形（実技審査合格者のみ）

※日本剣道形審査において使用する木刀は全剣連で準備します。

6. 受審資格

(1) 七 段

平成16年5月31日以前に六段を取得した者。

(2) 六 段

平成17年5月31日以前に五段を取得した者。

7. 年齢基準

審査日の前日（七段は平成22年5月14日、六段は平成22年5月15日）とする。

8. 申込み

(1) 申込方法 受審を希望する者は、登録連盟を通じて申込みこと。
各都道府県剣道連盟会長は、申込者を一括して本連盟会長宛に送付すること。なお、個人直接の申込みは受理しない。

(2) 申込締切 平成22年2月20日（土）

(3) 申込先 〒453-0035 名古屋市中村区十王町11番22号

(財)愛知県剣道連盟

TEL (052)481-0093

(4) 申込書

ア 各段位ごとに所定用紙による。

イ 現在受有段位の取得年月日・生年月日は正確に記入すること。

(記載のない場合または虚偽の場合は受審を認めない)

※剣道六・七段申込書には審査開催地(愛知)を明確に記入すること。

(5) 各都道府県剣道連盟は受審申込者に受付時刻を周知徹底してください。

9. 審査料

各都道府県剣道連盟は、全剣連審査料(含む消費税)1名につき(七段14,000円)(六段11,000円)を下記口座に振込むこと。

記 (現金書留も可)

郵便振替番号 00890-9-86155

加入者 財団法人 愛知県剣道連盟

愛知県剣道連盟 平成22年2月20日(土)必着のこと

10. 合格発表

審査終了後、受審番号により合格者を発表する。後日、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するとともに全剣連月刊「剣窓」7月号および全剣連ホームページ (<http://www.kendo.or.jp/>) に合格者の氏名を掲載する。

11. 安全対策

受審者は、各自十分健康管理に留意して審査会に参加すること。

高齢の受審者については、特に留意のこと。

主催者において、審査実施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費（手術、入院費は含まない）は主催者が負担する。

なお、主催者は、審査中の受審者の事故に対し、（審査会場への往復途上を含む）傷害保険に加入する。受審者は、健康保険証を持参のこと。

12. 個人情報保護法への対応

（以下を申込者に周知して下さい。）

申込書に記載される個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は（財）全日本剣道連盟および加盟団体（各都道府県剣道連盟）が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

13. 注意事項

- （1） 本審査会には、京都市で実施される4月29日（祝）剣道六段審査会・4月30日（金）剣道七段審査会の受審者は、受審出来ない。
- （2） 受審者は、各都道府県剣道連盟に、本人の申込み受理の確認を審査会前日までに行い、参加すること。
- （3） 審査会場に、車での来場は一切禁止する。
- （4） 日本剣道形に不合格となった受審者は、再受審が認められる。
（日本剣道形を受審しない者の再受審は認めない）
なお、本審査日より1年経過後は、再受審は無効となるので、留意すること。

剣道六・七段審査会会場案内図

名古屋市枇杷島スポーツセンター

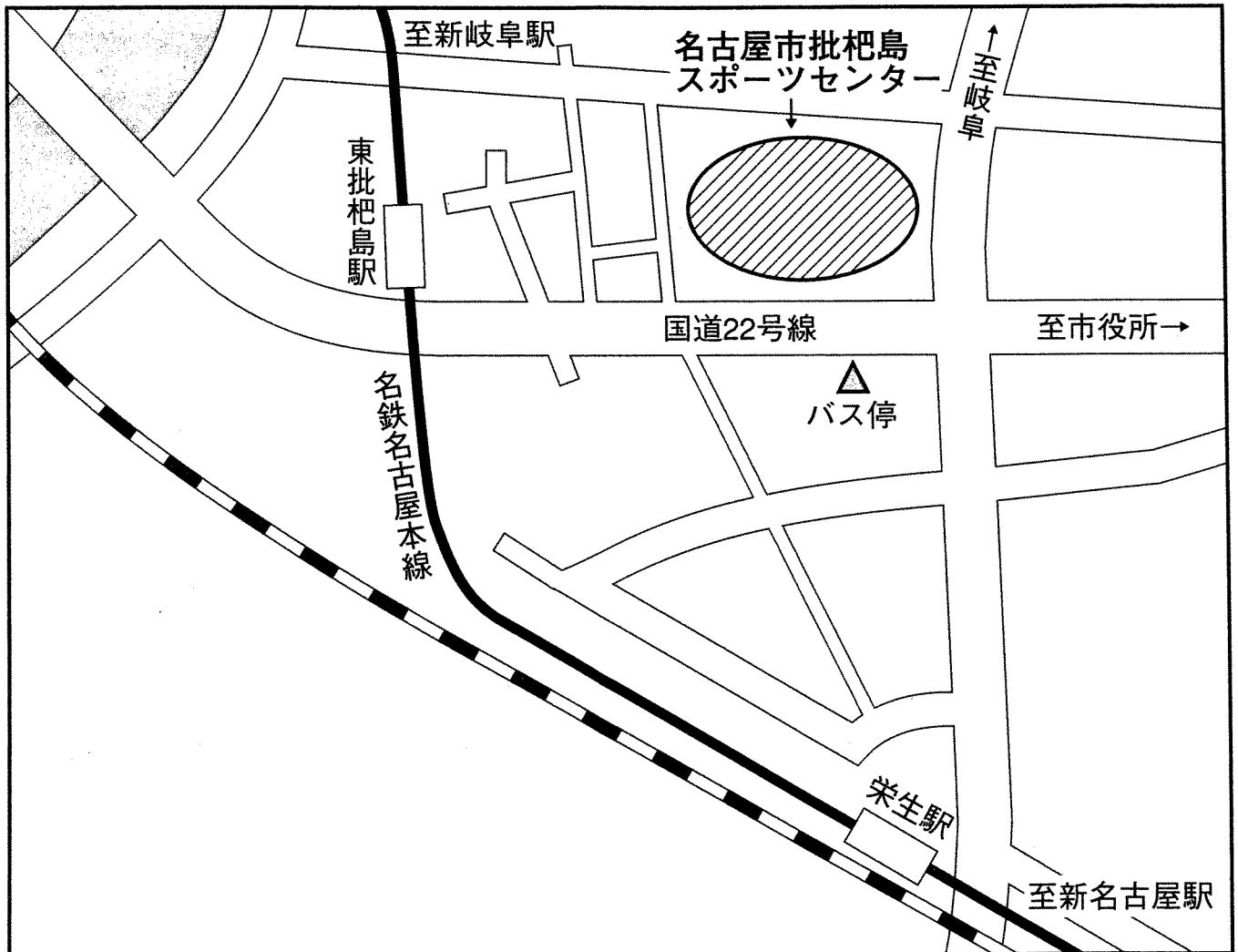
住所 愛知県名古屋市西区枇杷島一丁目1番2号

*下記案内図参照

電話 052-532-4121

交通 名鉄 名古屋本線 栄生駅又は東枇杷島駅下車 徒歩7分
市バス（名古屋駅） レモンホーム10番のりば発 4系統循環
レモンホーム11番のりば発 117系統循環
枇杷島スポーツセンター下車

交通案内図



※なお、受審者の方は会場の駐車台数の少ないことと、付近の違法駐車による苦情のことから車の利用はご遠慮ください。

平成22年1月25日

各都道府県剣道連盟
専務理事・理事長 殿

財団法人 全日本剣道連盟
専務理事 福本修二
〔公印省略〕

剣道六段および七段審査会申込み者の受審会場変更および
申込み締切り後の取り返し返金について

標記の件につきまして、審査会における当日欠席者の中には、申込みをしたが、仕事等の都合でやむを得ず申込み場所で受審できないで欠席している方がおります。

つきましては、本年4～5月の京都府および愛知県で実施いたします剣道六段および七段審査会に受審される方について、下記により受審場所の変更を認めます。

なお、同会場で行う剣道六段・七段審査会申込み締切り後の取消し返金の申し出については下記の期日までといたします。

記

変更を認める者

- 1 平成22年4～5月実施の剣道六段および七段審査会(京都府・愛知県)に申込みをしている者。
- 2 都道府県剣道連盟より書面またはFAXにより、変更通知を4月15日(木)までに、全日本剣道連盟に提出した者。

返金受付期日

- 1 剣道六段および七段審査会(京都)申込み締切り後の返金の申し出受けは、所定の様式を使い、都道府県剣道連盟より書面またはFAXにより、返金申し出を4月15日(木)までに、全日本剣道連盟に提出した者。
- 1 剣道六段および七段審査会(愛知)申込み締切り後の返金の申し出受けは、所定の様式を使い、都道府県剣道連盟より書面またはFAXにより、返金申し出を5月1日(土)までに、全日本剣道連盟に提出した者。

以上